

警報発表時における登下校及び休業について

令和 7 年 4 月 1 日

揖斐川町教育委員会

	状 況	対 応
警 報 発 表	① 登校前に警報が発表されている場合	・ 自宅で待機する。
	② 家を出た後に警報が発表された場合 (または警報発表を知った場合)	・ 自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する。
	③ 学校到着後に警報が発表された場合	・ 学校で待機し、状況に応じて適切な処置をとる。
警 報 解 除	① 6 時 0 0 分までに警報が解除された場合	・ 普通どおり授業を行う。
	② 6 時 0 0 分を過ぎてから 8 時までの間に警報が解除された場合	・ 解除後に登校し授業を行う。(給食有)
	③ 8 時から 1 1 時までの間に警報が解除された場合	・ 自宅で昼食を済ませて登校し、授業を行う。 ＜授業開始は 1 3 時 3 0 分～＞
	④ 1 1 時を過ぎてから警報が解除された場合	・ 臨時休業とする。
そ の 他	① 警報発表時及び対応の変更がある場合は、「スマート連絡帳」、音声告知放送で連絡する。 ② 連絡は、原則 6 時、8 時、1 1 時に実施する。ただし、早期に判断ができる場合や緊急の場合は、この時刻以外にも連絡することがある。 ③ 台風接近の場合、警報が発表されていなくても、警報発表が予想される場合には、気象状況（台風の中心位置、規模、進行速度、方向等）を総合的に判断し、臨時休業や授業の打切りを決定することがある。 ④ 児童生徒が登校後に警報が発表された場合、気象状況・道路や河川の状況等を判断して安全に帰宅させると認めた際には、当日の授業を速やかに中止して下校させることもある。児童生徒が安全に帰宅できないと判断される場合は学校で待機させるとともに、下校する場合は原則、学校での保護者等への引き渡し下校とする。 ⑤ 勤務時間外において暴風雨等で学校施設に被害が予測される場合や、避難所設営が必要な場合には、教育委員会の判断により、管理職等が学校施設内で待機する。	

※警報とは、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報をいい、いずれかの警報が発表された場合に上記の対応をとるものとする。ただし、大雪警報の対応については、教育委員会の指示のもと、各学校・地域によって具体的な対応を行うこととする。

※警報発表時（休日、学校閉庁日を除く）、管理職は 6 時 3 0 分までに学校で待機することとする。